

令和4年度 市・県民税、所得税の 申告相談が始まります

◎ 税務課での申告相談（予約は不要です）

期 間	令和4年2月1日(火)～ 令和4年3月14日(月) までの平日 ※公民館等での申告相談は下の表の日程で行います。
受 付 時 間	午前8時30分～ 午後4時30分まで
場 所	室戸市役所 税務課 (1階)
問 い 合 わ せ 先	0887-22-5127 (直通)

△ 申告相談期間について △

安芸税務署での申告期間は、3月15日(火)までとなっておりますが、税務課での受付期間は
前日の3月14日(月)までとなっておりますのでご注意ください。
これは、税務課で受け付けた申告書を、3月15日までに安芸税務署に提出する必要があるためです。

△ 公民館等で申告相談を行う、2月17日、18日、25日と、最終日の3月14日は、
窓口が大変混雑しますので、相談日をずらしていただくなどのご協力をお願いします。

税務課窓口に来られたら（受付の流れ）

- ① 税務課横に受付窓口を設けています。受付時間内に受付までお越しください。
- ② 受付窓口にくられたら番号札をお渡ししますので、受付の順番がくるまでロビーでお待ちください。
受付の順番がきましたら呼びます。今年の申告相談より、申告の時間を短縮するために、受付の際に令和3年中の収入状況や必要な書類の確認をさせていただきます。
※お呼びした際に席を離れていた場合、次の番にお呼びします。そのため、順番が前後することがございます。あらかじめご了承ください。
※うへの受付時間までに来られた方は、受付時間を過ぎても申告相談をお受けいたします。
時間外に来られた場合、お受けすることが出来ません。ご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 公民館・市民館等での申告相談 日程表

月 日	申告相談会場	受付時間
1月26日(水)	吉良川公民館 (2階)	午前10:00～ 午後 3:00
1月27日(木)	佐喜浜生活改善センター (1階)	午前10:00～ 午後 3:00
1月28日(金)	室戸岬公民館 (1階)	午前10:00～ 午後 3:00
1月31日(月)	大谷市民館 (1階)	午前10:00～ 午前11:30
	行当市民館 (1階)	午後 1:30～ 午後 3:30
2月17日(木)	羽根公民館 (2階)	午前10:00～ 午後 3:00
2月18日(金)	菜生市民館 (1階)	午前10:00～ 午前11:30
	佐喜浜市民館 (2階)	午後 1:30～ 午後 4:30
2月25日(金)	吉良川市民館 (1階)	午前10:00～ 午前12:00
	羽根市民館 (1階)	午後 1:30～ 午後 4:30

◎ 税務署での所得税等の申告相談（入場整理券が必要です）

期間[所得税]	令和4年2月16日(水)～ 令和4年3月15日(火) までの平日
受 付 時 間	午前8時30分～ 午後4時まで (相談開始は午前9時から)
場 所	安芸税務署 (安芸市矢ノ丸4丁目5番地7)
問 い 合 わ せ 先	0887-35-3115 (自動音声案内)
入 場 整 理 券	税務署での当日配付または国税庁LINE公式アカウントからの事前発行。

申告に必要なもののチェック表

▲ 申告相談に来られる前に必ずご確認ください。忘れた場合、申告を受けることができません ▲

共通して必要なもの（今年から申告書への押印は不要となりました。）

<input type="checkbox"/>	本人確認書類 (①と②のどちらか)	① マイナンバーカードをお持ちの方 ↳ マイナンバーカードをご提示ください。 ② マイナンバーカードをお持ちでない方 ↳ マイナンバーの通知カードと本人確認書類（運転免許証、保険証など）の両方をご提示ください。
<input type="checkbox"/>	預貯金口座がわかるもの	・ 申告者名義の通帳など ↳ 所得税の還付金が発生する場合にのみ必要です。

税務署から『利用者識別番号等の通知書』が届いている方

<input type="checkbox"/>	利用者識別番号等の通知書	・ 確定申告について、電子申告をするために必要な番号が記載されております。（お忘れになった場合でも、申告相談は可能です。）
--------------------------	--------------	---

所得の計算に必要なもの（一例）

<input type="checkbox"/>	収入なしの場合	・ うえの『本人確認書類』をお持ちください（マイナンバーカードなど）
<input type="checkbox"/>	公的年金等の収入がある方	・ 令和3年分の公的年金等の源泉徴収票 （日本年金機構などより送付されたハガキ）
<input type="checkbox"/>	給与収入がある方	・ 令和3年分の給与の源泉徴収票（複数ある場合は全て必要です。）
<input type="checkbox"/>	営業収入 農業収入 不動産収入がある方	① 収支内訳書 ② 収入と経費について詳しく分かる帳簿類、領収書、通帳など ↳ 申告相談前に、経費は項目ごとの金額を合計し、領収書は項目別にまとめておいてください。（窓口でお待たせする時間が少なくなります。）
<input type="checkbox"/>	個人年金や生命保険契約に基づく満期返戻金のある方	・ 生命保険会社等から送付された申告用の支払明細書（原本）
<input type="checkbox"/>	講師謝礼金等のある方	・ 令和3年分の報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（支払者、支払金額の分かる書類）
<input type="checkbox"/>	土地等の譲渡による収入がある方	・ 売買契約書、譲渡資産を取得した時の領収書 ・ 収用、あっせん等の場合は、特別控除証明書

控除の計算に必要なもの（一例）

<input type="checkbox"/>	社会保険料控除	・ 令和3年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書等、国民年金保険料の控除証明書など
<input type="checkbox"/>	小規模企業共済等掛金控除	・ 令和3年分の控除証明書（原本）
<input type="checkbox"/>	生命保険料控除	・ 令和3年分の控除証明書（原本）
<input type="checkbox"/>	地震保険料控除	・ 令和3年分の控除証明書（原本）
<input type="checkbox"/>	障害者控除	・ 障害者手帳や療育手帳など（写し可）
<input type="checkbox"/>	医療費控除	① 令和3年中に支払った控除対象となる医療費の領収書 ↳ 領収書は①名前別、②病院（薬局）別にまとめ、合計金額を計算しておいてください。（窓口でお待たせする時間が少なくなります。） ② 医療費が保険金等で補填された場合、その金額が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	セルフメディケーション税制 ※医療費控除の特例。医療費控除との併用はできません。	・ 健康診査や予防接種など、疾病の要望等への「一定の取組」を証明できるもの ・ 対象となる医薬品の領収書等（合計金額を計算しておいてください。）

窓口でお待たせしないために（重要）

- ◆ 営業（漁業など）、農業、不動産収入のある方で経費がある方は、事前に項目ごとに合計金額を計算してください。
- ◆ 医療費控除をとられる方も、事前に①お名前別、②病院（薬局）別に合計金額を計算しておいてください。

申告相談時の注意事項

市役所・出張所等へお越しの際は、マスクの着用をお願いします

- 本市では、新型コロナウイルス感染予防対策として、職員のマスク着用、手指消毒や庁内の十分な換気を行うなどの基本的な感染予防対策をしております。
- 来庁される皆様におかれましても、申告相談の際はマスクを着用していただくなどの感染予防対策にご協力をお願いします。

市役所税務課で受けられない申告（安芸税務署で申告をお願いします）

- 青色申告
- 住宅借入金等特別控除（1年目）を受ける申告
- 更正の請求（過去に提出した令和2年分以前の確定申告の訂正。所得税が減額となる）
- 修正申告（過去に提出した令和2年分以前の確定申告の訂正。所得税が増額となる）
- 消費税、相続税や贈与税の申告
- サング漁などの変動所得により平均課税を受ける申告

※ 上記以外で、申告内容に税務署の判断が必要であると認められる場合は、安芸税務署で申告してください。

収入がなかった方でも、次のいずれかにあてはまる方は申告が必要です

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入している方
- 遺族年金、障害年金、失業給付金、児童扶養手当などの非課税収入のみの方
- 公営住宅の更新など、様々な手続きに必要となる『所得証明書』などが必要な方
- 室戸市外に住民登録されているご家族の税上の扶養になっている方

申告が必要な方が申告をしなかった場合、様々な不都合が生じる場合があります

- 公営住宅の更新など、様々な手続きに必要となる『所得証明書』などが発行できない。
- 市・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が正しく計算されない など。

申告の際、口頭でお申し出いただきたいこと

- 寡婦控除・ひとり親控除
 - ↳ 一定の要件に該当すれば、配偶者と死別や離別をしている方は寡婦控除、配偶者のいない方の内、生計を一にする子がいる方は、ひとり親控除が適用になる場合があります。
- 扶養控除・配偶者控除
 - ↳ 税上の扶養にとられる方をお申し出ください。
扶養にとる方が、他の親族と重複していないか、所得が48万円を超えていないか確認をしてください。

その他の注意事項

- 申告書は、申告相談時にご持参いただいた資料等を確認しながら、市職員がパソコンで作成します。
- 申告書は、ご自宅への郵送はいたしておりませんが、令和3年中に収入がなかった方で、どうしても申告に来ることができない理由がある場合のみ、申告書を郵送いたしますので税務課までご連絡ください。

申告に関する簡易フローチャート

- ◆ フローチャートを参考に、申告が必要な方は期限までに申告をしてください。
- ◆ 所得税の確定申告をされる方は、市・県民税の申告は必要ありません。
- ◆ このフローチャートは一般的な例です。すべての場合に当てはまるものではないのでご了承ください。

